

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

【経営理念】

当社は、経営理念「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する。」を具現化させ、社会にとってより存在価値のある会社を目指します。

【コーポレートガバナンスの基本的な考え方】

当社は、株主をはじめとして、顧客、取引先、従業員、地域社会等ステークホルダーに対する責任を踏まえ、企業として持続的成長と企業価値の向上を目指すために、コーポレートガバナンスの基本的な考えであります「透明性のある経営」、「適法・公正な経営」および「効率的な経営」の実現に努めてまいります。

【コーポレートガバナンスの基本方針】

- ・当社は、株主の権利を尊重し、実質的な平等性を確保する。
- ・当社は、株主をはじめとして、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の維持・構築に努める。
- ・当社は、ステークホルダーにとって重要と判断される情報については、正確でわかりやすい情報の開示に努める。
- ・当社取締役、取締役会、監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、その果たすべき役割・責務を適切に果たすように努める。
- ・当社は、株主との建設的な対話の重要性を認識し、適切な対応を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-3 株主総会関連日程の適切な設定】

当社は、株主総会が株主との建設的な対話の充実に重要であることを認識しており、その観点から、株主総会において、株主が適切な議決権を行使することができるよう、招集通知の早期発送や発送前の電子公表などの情報提供等を含めて総合的に対応し、株主総会開催日の適切な設定を検討してまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画の実現への努力と未達時対応】

当社は、中期経営計画の経営目標の進捗については、取締役会での報告事項としておりますが、株主への中期経営計画の総括等の説明については、その方法も含めて今後検討してまいります。

【補充原則4-1-3 後継者計画の監督】

当社は、代表取締役社長等の選定にあたっては、法令および当社規程に基づき、取締役会にて決議しておりますが、今後は、経営陣幹部・取締役の選任・指名の方針と手続を明確にして、プロセスを透明化し、そのことを通じて後継者計画の公正性・透明性をより一層高めていくよう検討してまいります。

【原則4-3 経営陣・取締役に對する実効性の高い監督】

当社は、中期経営計画に基づき、年度の経営計画の達成度および会社の業績を基に、代表取締役社長が各業務執行者の評価を行い、人事に適切に反映させております。今後は、当該評価の公正性・透明性をより一層高めていくために取締役会としてとるべき手続等を検討してまいります。

決定事実、発生事実、決算情報等の適時開示については、担当部署を定め、取締役会にて審議または報告の上で開示しております。また、取締役会において内部統制システムの基本方針を定め、運用状況を有価証券報告書等で開示しております。

会社と取締役等の関連当事者との間に生じる関連当事者間取引については、利益相反を適切に管理するため、取締役会にて事前に承認を受けること、取引後に重要な事実を報告することを取締役会規程において規定しております。

【補充原則4-3-1 経営陣幹部の選任や解任に関する公正かつ透明性の高い手続の実行】

当社は、業務執行取締役および執行役員の評価については、当社の業績および各業務執行者の年度経営方針の進捗を踏まえ、内規に基づき、代表取締役社長が評価内容を確認しております。今後は、経営陣幹部の選任や解任の公正性・透明性をより一層高めていくために取締役会としてとるべき手続等を検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置による指名・報酬などに関する独立社外取締役の関与・助言】

当社は、コーポレートガバナンスの基本的な考えの一つであります「透明性のある経営」を追求する観点から、取締役の指名および報酬の決定など特に重要な事項を検討するための手続等について検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価と結果開示】

当社は、取締役会全体の実効性、すなわち取締役会としてその役割・責務を果たしているかどうかについては、自己評価アンケート等を通じて、分析・評価を行ってまいります。その結果の概要に係る開示については、今後検討してまいります。

【補充原則4-12-1 取締役会の審議の活性化に係る確保すべき事項】

当社は、取締役会開催の年間スケジュールを策定し、取締役および監査役に事前に周知しております。取締役会は原則として月1回開催し、重要な事項について十分な時間をかけて審議することとしております。取締役会においては、定期的に審議される議題の審議事項は出席者において十分周知されており、その他の議題についても議案を事前に連絡したうえで、審議のための十分な説明を行うこととしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引関係強化と企業価値向上につながることを目的として、必要であると判断する政策保有株式を保有することとしています。政策保有株式の出資につきましては、取締役会規程に従い、取締役会の総合的な評価に基づき判断いたします。また、保有の必要性および合理性を、原則として毎年1回 取締役会で検証いたします。政策保有株式の議決権に関しましては、投資先企業および当社の企業価値の向上に資する提案か否かを総合的に判断し、議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間取引の手続き、枠組み】

当社は、当社および株主共同の利益を害することのないよう、関連当事者間取引については取締役会にて承認を受けることとしております。承認を受けた関連当事者間取引が成立した場合には、当該取引についての重要な事実を取締役に報告することとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等

当社の経営理念は、本報告書の「1. 1【基本的な考え方】」に記載しております。また、中期経営方針につきましては、有価証券報告書および当社ホームページにて公表しております株主総会招集通知に記載しておりますので、ご参照下さい。
(<http://www.nakamuraya.co.jp/company/ir/disclosure.html>)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針は、本報告書の「1. 1【基本的な考え方】」に記載しておりますので、ご参照下さい。

(3) 役員等報酬の方針と手続き

当社の取締役の報酬については、基本報酬と賞与から構成され、株主総会の決議を経て、取締役の報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。各取締役の報酬については、役員報酬規程に基づき、固定報酬と業績を連動させた変動報酬からなる「業績連動型報酬制度」としており、取締役会決議により決定しております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。

また、社外取締役の報酬については、高い独立性の確保の観点から業績との連動は行わず、基本報酬を支給することとしております。執行役員の報酬についても、各取締役の報酬と同様に「業績連動型報酬制度」としてしております。

(4) 取締役等の選任・指名の方針と手続き

当社は、執行役員の選任に当たっては、性別を問わず、人事評価委員会の評価に基づき、会社の業務に精通し、人格・識見・実行力ともに優れ、その職務を全うすることのできる者を選任し、取締役会にて決議しております。

取締役の選任に当たっては、会社の内外・性別を問わず、執行役員の資質を具備したうえで、更に企業経営の諸問題に精通していること等、経営者として職務を全うすることのできる者を候補者とし、取締役会にて決議しております。また、監査役の選任に当たっては、取締役の職務執行の監査を公正に遂行することができる知識・能力・経験を有していること等の基準を満たした者を候補者としており、監査役会の同意を得たうえで取締役会にて決議しております。

社外取締役および社外監査役は、東京証券取引所の独立性に関する判断基準および当社の社外役員の独立性基準に基づき、選任しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委託範囲】

当社は、経営の意思決定と業務執行の監督機能を担う取締役会において、法令、定款および「取締役会規程」に規定された事業年度予算や取締役候補者の選任等の重要事項について、決議しております。取締役会は、これらの事項以外の業務執行の意思決定を、取締役会の定める内規に従い、代表取締役、業務執行取締役等に委任しております。

また、当社は、業務執行取締役で構成する経営会議を設置し、経営の方向性を審議しております。さらに、代表取締役社長、業務執行取締役、執行役員で構成される執行役員会を設置し、「稟議規程」に基づき、審議・報告しております。

【補充原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の社外役員の独立性の判断基準については、当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の別紙に掲載しておりますので、ご参照下さい。

(<http://www.nakamuraya.co.jp/company/ir/disclosure.html>)

【補充原則4-11-1 取締役会として多様性・規模に関する考え方】

取締役の員数は定款で10名以内と定めておりますが、社外取締役2名を含め現在5名の取締役で取締役会を構成しております。

取締役は、会社の内外・性別を問わず、企業経営の諸問題に精通し、人格・識見ともに優れ、経営者として職務を全うすることができる者を選任しており、取締役会にて決議しております。

【補充原則4-11-2 社外役員の兼任状況】

当社は、社外取締役および社外監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書および本報告書「2. 1【機関構成・組織運営に係る事項】」で、毎年開示を行っております。

当社の業務執行取締役は、当社グループ以外の上場会社の役員は兼務しておりません。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価と結果開示】

当社は、取締役会全体の実効性、すなわち取締役会としてその役割・責務を果たしているかどうかについては、自己評価アンケート等を通じて、分析・評価を行ってまいります。その結果の概要に係る開示については、今後検討してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役等のトレーニング方針】

当社は、取締役・監査役は期待される役割・責務を適切に果たすために必要な知識の習得に努めるべく、定期的に役員研修等のトレーニングを実施します。

また、取締役・監査役は、外部セミナー等への参加により積極的に必要な知識の習得に努めます。

社外役員に対しては、当社グループの理解度を深めるための必要な情報提供に努めます。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との対話に関する窓口を総務・法務部とするとともに、広報・CSR推進室にてIR取材を受け付け、総務・人事部門を統括する執行役員が体制を整備しております。会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、必要に応じて、合理的な範囲において代表取締役社長および総務・人事部門を統括する執行役員が建設的な対話に対応しております。

なお、株主との対話に際しては、その意見の経営幹部等への適切なフィードバックを行うとともに、当社が別途定める「インサイダー取引防止規程」に従い、インサイダー情報漏洩防止を徹底することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中村屋取引先持株会	578,300	9.68
株式会社みずほ銀行	290,873	4.87
日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社(信託口)	192,300	3.22
三井不動産株式会社	180,000	3.01
日本製粉株式会社	130,137	2.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	116,900	1.96
株式会社三菱東京UFJ銀行	115,068	1.93
日東富士製粉株式会社	111,033	1.86
豊通食料株式会社	110,000	1.84
株式会社りそな銀行	100,044	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中山弘子	他の会社の出身者											
山本光介	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中山弘子	○	小田急電鉄株式会社取締役(非常勤・現任) 特別区人事委員会委員長(現任)	新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験およびそれに基づく幅広い知見を有しており、この経験および知見を活かし、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、当社の経営全般に助言いただくため、選任いたしました。また、同氏と当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしました。
山本光介	○	社外取締役の山本光介氏は、平成13年6月から主要な取引先である株式会社富士銀行(現在の株式会社みずほ銀行)の業務執行者でしたが、平成14年5月に退任されております。	長年に亘る金融機関の役員としての経験から、財務・会計および経営に関する相当の見識を有しており、この経験および見識を活かし、当社取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、当社の経営全般に助言していただくため、選任いたしました。また、同氏と当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	人数の上限を定めていない
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査計画を確認するとともに、会計監査人の実地監査に同行し、監査の方法、その妥当性について検証を行っております。また、決算期末の監査結果報告の会を初めとして、定期的に意見交換を行い、情報の共有化を図っております。内部監査につきましては、総務・法務部に内部監査機能を付加し、原則月1回監査役との協議会を設け、情報の共有化を図っております。今後は、監査役と一層連携することで、内部監査の充実を図ってまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
原 秋彦	弁護士													
藤本 聡	他の会社の出身者							△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原 秋彦	○	盟和産業株式会社の取締役(非常勤・現任) 公益財団法人日本サッカー協会監事(現任)	弁護士として企業法務に関する専門知識と経験を有し、その長年の経験と見識により客観的・中立的な立場から適切な監査を遂行していただけると判断し、社外監査役といたしました。また、同氏と当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
藤本 聡	○	社外監査役の藤本 聡氏は、昭和55年4月から主要な取引先である株式会社富士銀行(現在の株式会社みずほ銀行)に勤務し、平成14年4月の合併に伴いみずほコーポレート銀行(現在の株式会社みずほ銀行)に勤務し、業務執行者を経験して	長年に亘る金融機関の役員としての経験から財務、会計および経営に関する相当の見識を有しており、当社の業務に対し幅広く客観的な見地から適切な監査を行っていただけると判断し、社外監査役といたしました。また、同氏と当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一

	おりましたが、平成25年6月に退任されております。	般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定いたしました。
--	----------------------------------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

平成18年6月より年功的要素の強い役員退職慰労金制度を廃止し、業績連動型のより強い報酬体系に変えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

第96期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)につきましては、取締役8名に対し196,623千円となっております。なお、この額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬については、基本報酬と賞与から構成され、株主総会の決議を経て、取締役の報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。各取締役の報酬については、役員報酬規程に基づき、固定報酬と業績を連動させた変動報酬からなる「業績連動型報酬制度」としており、取締役会決議により決定しております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。

また、社外取締役の報酬については、高い独立性の確保の観点から業績との連動は行わず、基本報酬を支給することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役への情報提供については、総務・法務部で行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では、コーポレート・ガバナンス体制として、監査役設置会社制度を採用し、経営の監査機能を果たしております。

取締役会は、3名の社内取締役および2名の社外取締役に構成され、経営戦略および重要な業務執行に関する決定を行なうとともに、代表取締役社長ならびに業務執行取締役の業務執行に関する監督を行なっております。取締役会は、原則として、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。

また、迅速な業務執行を図ることを目的として、平成17年7月に執行役員制度を導入し、経営活動を有効に推進する機関として執行役員会を設置しました。原則として、毎週1回開催し、業務執行課題等を審議・報告しております。

さらに、業務執行取締役で構成する経営会議を開催し、経営の重要案件について、審議しております。

監査役会については、社外監査役を含め原則として、毎月1回定期的に開催し、情報交換や重要な書類の閲覧を通して、業務活動全般に亘っての監査を実施しております。

内部監査については、その機能を総務・法務部に付加し、原則毎月1回監査役との協議会を設け、情報の共有化を図っております。

会計監査については、至誠清新監査法人と監査契約を結び、監査を受けております。

役員報酬については、株主総会の決議により、取締役および監査役それぞれの報酬限度額を決定しており、その範囲内で、取締役については、取締役会の決議で、監査役については、監査役会の協議により決定しております。

このように、業務執行機能の強化と経営監視機能を充実させることで、当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方である「透明性のある経営」、「適法・公正な経営」および「効率的な経営」の実現に努めてまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営環境の変化に対応し、迅速かつ適正な意思決定と業務執行を図っていくために、経営の監査機能ならびに執行機能の役割を明確化していくことを重要な経営課題であると位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制として、監査役設置会社制度および執行役員制度を導入しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定より数日早めて発送するよう努めており、今後も引き続き早期発送に努めてまいります。
その他	議事進行の方式に一括上程方式を採用し、よりわかりやすく、より円滑な進行に努めました。 また、事業報告・計算書類の説明を会場内の大スクリーンで投影し、ビジュアル化に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期報告、報告書、適時開示資料等を掲載しております。URLは次のとおりです。 (https://www.nakamuraya.co.jp/company/in/greeting.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・CSR推進室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は平成13年を「環境行動元年」として位置づけ、一人ひとりが行動していくための基本となる「環境理念」「環境方針」「環境行動指針」を制定し、全社を挙げて環境保全活動に積極的に取り組んでおります。具体的には設備改善、運用改善による省エネ、廃棄物の削減やリサイクル率向上に取り組んでいます。 また、災害支援に取り組むとともに、食に携わる企業として、“食”を切り口とした社会貢献活動や、当社の歴史に深く関わる“芸術・文化”をテーマにしたメセナ活動を推進しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「会社法の一部を改正する法律」および「会社法施行規則等」の一部を改正する省令」の施行に伴い、平成27年4月28日の当社取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の改定を決議いたしました。内部統制システムの整備状況の具体的な内容は以下のとおりになります。

- 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・職務の執行が適正に行われるために、コンプライアンスに重点を置いた「中村屋グループ行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底しています。
 - ・また、「コンプライアンス・リスク管理組織規程」に基づき、適法・公正な経営を行うことを目的として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、各個別法に対応した規程・マニュアルを整備するとともに、階層別にコンプライアンス教育・研修を継続的に実施するなど、コンプライアンスに関する体制を構築しています。
 - ・さらに、内部通報制度として、「中村屋グループヘルプライン規程」に基づき、ヘルプライン制度を運用し、内部統制システムの強化を図っています。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等諸規程に基づき、保管・管理しています。また、取締役および監査役の職務執行にあたって閲覧が容易な状態で保管・管理しています。
- 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ・代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、当社を取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応できる体制を構築しています。
 - ・また、当社グループは、お客様に満足していただける価値ある商品をお届けするために品質監査体制において、AIB国際検査統合基準に基づいた食品安全管理システムを活用しています。
 - ・不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、事業継続計画を策定し、随時見直しを図っています。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・執行役員制度をより一層充実させ、事業部ごとの責任を明確化しています。その上で経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図っています。
 - ・「稟議規程」に基づき、重要性に応じた意思決定を行い、また、「執行役員会」を設置し、情報の共有化および意思決定の迅速化を図っています。
 - ・代表取締役社長、取締役兼専務執行役員、取締役兼常務執行役員、取締役兼執行役員で構成する「経営会議」の中で重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図っています。
- 当該株式会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・「グループ会社管理規程」に基づき、担当者を配置しています。当該規程に基づき、子会社から職務執行および財務状況等を報告させる体制を構築しています。
 - ・子会社の経営の自主性・独立性を尊重しつつ、「稟議規程」に基づき、決裁基準等を明確化し、子会社の業務執行の適正化および効率化を図っています。
 - ・また、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、その運用状況の有効性を評価し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へ報告しています。
- 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は「執行役員会」、「コンプライアンス・リスク管理委員会」等に出席するとともに、必要に応じ担当役員にその説明を求めることができる体制にしています。
 - ・取締役、執行役員、内部監査人は、会社に重大な損失を及ぼすおそれのある事象の発生や違法または不正行為を発見した場合は、監査役に報告する体制を取っています。
 - ・また、監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、実効性の確保された監査役スタッフを置くこととしています。
 - ・監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築しています。また、監査役は代表取締役社長と定期的な意見交換を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、また、不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。この方針につきましては、平成20年4月25日付の取締役会において、当社「内部統制システム構築の基本方針」へ追加する旨決議し、改定しております。

整備状況につきましては、平成19年3月に制定いたしました「中村屋グループ行動規範」に、反社会的勢力への対応に関する項目を設け、本規範を全従業員にカードとして配布するとともに、当社ホームページにも掲載することで、周知徹底を図っております。

また、平素より警察、顧問弁護士等の外部機関との連携を密にすることにより、反社会的勢力による不当要求の排除に備えております。

さらに、東京都暴力団排除条例の施行を受けて、契約書等に「暴力団排除条項」の導入などの対応を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

会社の支配に関する基本方針について

1. 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様へ株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

・当社は厳しい環境の中でも持続的に成長し、ステークホルダーへの収益還元を果たすため、「中期経営計画 2015-2017」の最終年度となる平成29年度は5つの中期経営方針「顧客視点の経営」「強みへの集中」「品質保証の徹底」「生産性の向上」「人材の育成」に基づき、中期ビジョン「事業構造改革による現状打破を実行し、収益体質の強化と成長軌道への転換を図る」の実現と経営目標の達成に向けた取組みを着実に実行していきます。

・当社の強みを最大限に生かし、成長分野への展開を加速させるとともに不採算ビジネスの整理・統合を進めることで全社経営資源の適正な配分を行い、事業構造・収益構造の改革へと結びつけます。また、お客様にご支持いただいている基幹商品をより一層強化することと合わせて、新たな柱となる商品・ビジネスの育成にも注力し、需要拡大に取り組みます。

・将来に向けた積極的な投資と生産機能の再編により物流機能を含めた供給体制の整備を推し進め、生産性の向上と効率化を図ります。そして、食品メーカーとして確固たる品質保証体制を構築していくことで、安全・安心をベースとした付加価値の高い商品の提供に努めます。

・人材育成システムの整備や女性が活躍できる環境の形成など、多方面から人事制度改革を実行することで企業の基盤となる人的資源を強化していきます。

・「食」に携わる企業として食育活動を通じた地域貢献・地域教育などに積極的に取り組むほか、新宿中村屋ビル内の「中村屋サロン美術館」から発信する文化・芸術活動を通じて、中村屋ならではの社会貢献活動を展開していきます。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当初平成19年12月25日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「現プラン」といいます）」を導入し、直近では平成29年6月29日開催の当社第96回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

その概要は以下のとおりです。

イ. 当社株式の大規模買付行為等

現プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

ロ. 大規模買付ルール

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するということです。

ハ. 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを順守しない場合や、順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、対抗措置の発動を決定することがあります。

ニ. 対抗措置の合理性および公正性を担保するための制度および手続

大規模買付ルールが順守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが順守された場合でも、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。現プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置いたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。

ホ. 現プランの有効期間等

現プランの有効期限は平成32年6月30日までに開催予定の当社第99回定時株主総会終結の時までとします。

ただし、現プランは、(ア)当社株主総会において現プランを廃止する旨の決議が行われた場合、(イ)当社取締役会により現プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

4. 現プランの合理性の概要

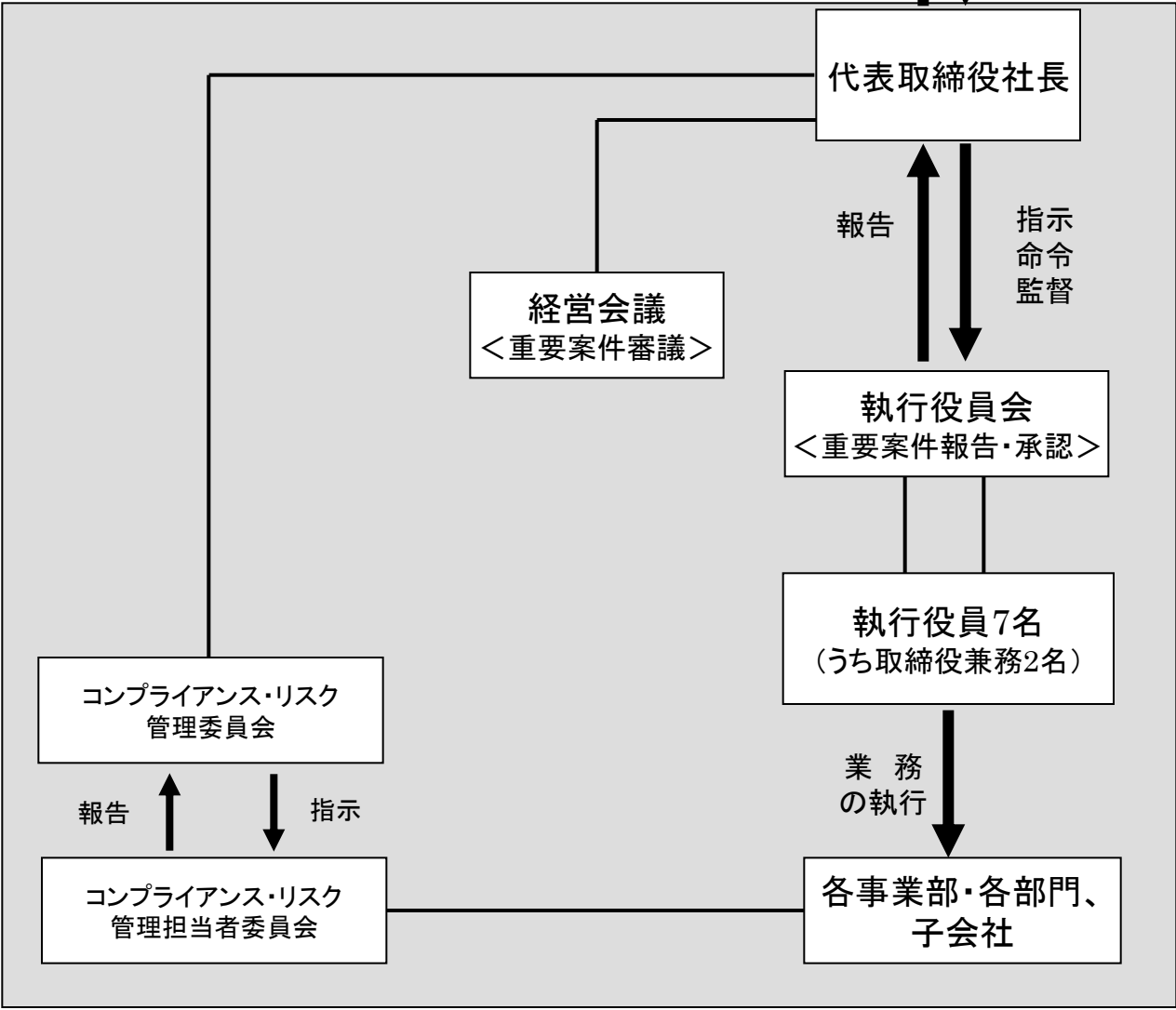
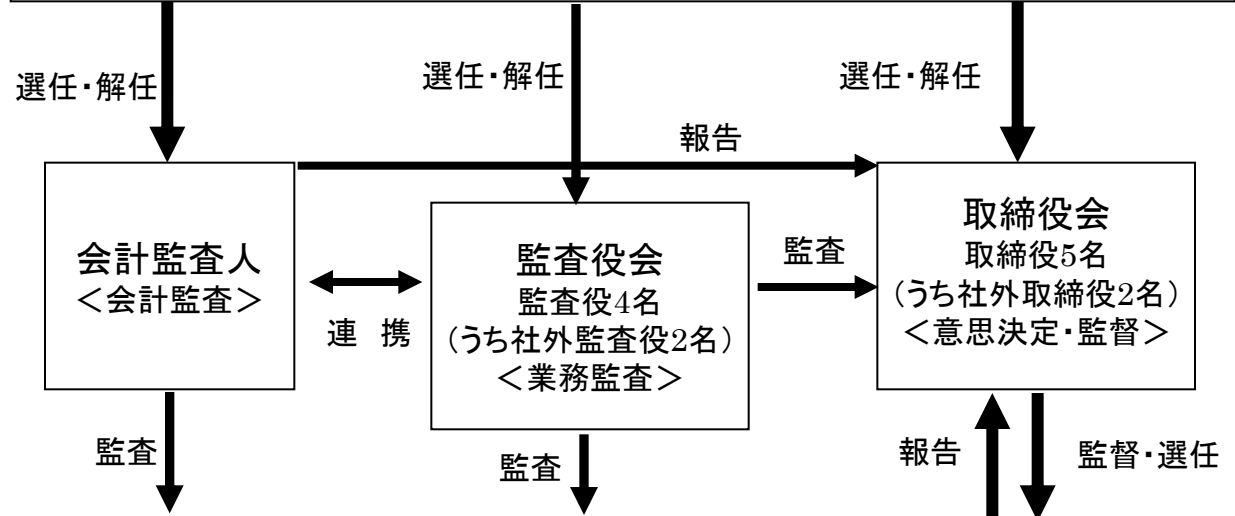
会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、現プランは、「買収防衛策に関する指針の要件を充足していること」「株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること」「株主意思を反映するものであること」「独立性の高い社外者の判断を重視するものであること」「デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと」等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

現プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nakamuraya.co.jp/>)に掲載しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

株 主 総 会



適時開示体制概要書

平成 29 年 7 月 6 日

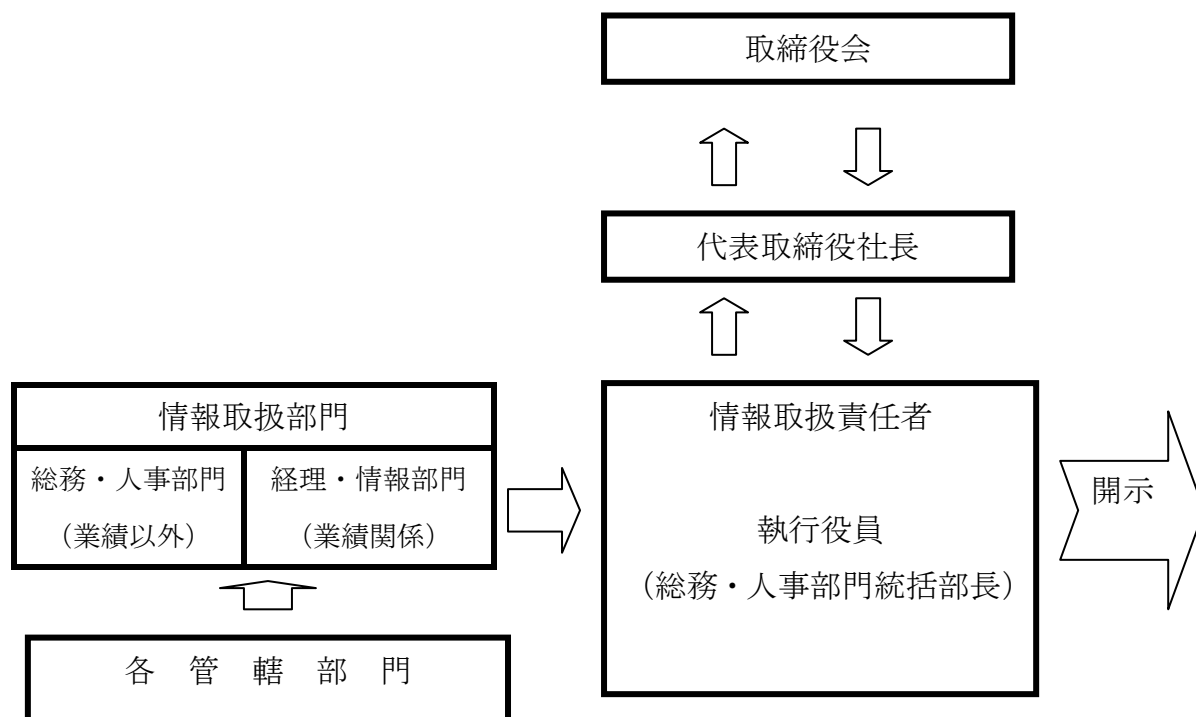
会 社 名 株式会社 中 村 屋
(コード番号 2204)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社は、下記社内体制のもとに、発生事実および決定事実の情報を的確に把握し、情報の共有化を図るとともに、当該情報の中で、金融商品取引法等の法令や適時開示規則上の開示に該当する重要情報につきましては、東京証券取引所の開示システム（TDnet）等の開示手続きにより速やかに情報の開示を行います。

また、今後も正確かつ適切な情報開示が行えるよう、コンプライアンス体制の更なる充実に努めてまいります。



以上